

# 次期愛知県国民健康保険運営方針の素案について

## 1 改定の概要

### (1) 目的・経緯

本県では、県と市町村が一体となって、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施するとともに、市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、国民健康保険の運営に関する統一的な運営方針として、愛知県国民健康保険運営方針(以下「国保運営方針」という)を策定している。

国保運営方針は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の2に基づき策定しており、現在定めている第2期の国保運営方針の対象期間(2021年度から2023年度)の3年が、今年度末で満了することから、国の「都道府県国民健康保険運営方針策定要領(2023年6月改定)」及び「保険水準統一加速化プラン(2023年10月策定)」を踏まえ、国保運営方針連携会議等において、市町村等と検討のうえ策定する。

### (2) 対象期間

2024年度から2029年度(6年間)

### (3) 改定の考え方

#### 全体方針

これまで主に負担を担ってきた現役世代が減少し、保険者規模が縮小することが見込まれるため、今後も安定的な財政運営や効率的な事業を確保することが必要である。

また、医療分野のデジタル化(医療DX)により、国保事務の変化が予測され、新たな事務に市町村が効率的に対応していくためには、共通認識を持って対応することも必要である。

2024年度からの国保運営方針では、都道府県単位化の趣旨の更なる深化と「望ましい均てん化」を図り、国保制度の更なる安定化を目指すため、保険料(税)水準の統一に向けた取組、法定外繰入等の着実な解消、予防・健康づくり事業の推進を中心とした医療費適正化及び広域的及び効率的な運営の推進に取り組む。

#### 保険料(税)水準の統一

納付金の算定に当たり、市町村ごとの医療費水準を反映させないこと及び高額医療費を共同負担することにより、「納付金ベースの統一」を行う。

また、県内の住所地に関わらず、同じ世帯構成・同じ所得水準であれば同じ保険料(税)となる「完全統一」に向けた検討を行う。

#### 法定外繰入等の解消

国の考え方を踏まえ、状況の見える化を進めるとともに、赤字市町村と協議のうえ、被保険者の保険料(税)負担を配慮しつつ、適切な保険料(税)水準に近づけていくこと等により、計画的・段階的な解消を図る。

(国の示す削減・解消すべき)赤字：法定外一般会計繰入金のうち決算補填等目的の額等  
赤字市町村：前年度決算で当該赤字が発生し、翌年度までに解消が見込めない市町村

#### 医療費適正化の更なる推進

国保被保険者の健康水準向上や医療費適正化を図るため、重症化予防、特定健診等の実施率向上及びデータヘルスに基づく予防・健康づくりの推進等を積極的に実施する。

#### 広域的及び効率的な運営の推進

各市町村における事務取扱いに大きく差異が生じないように、県内の共通の認識を形成しつつ、標準化・広域化に取組み、国保事務の望ましい均てん化を図る。

## 2 改定のポイント

主要テーマ	主な取組内容
<b>保険料(税)水準の統一</b> 【第2章】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2025年度の納付金から医療費指数反映係数<math>\alpha</math>を毎年度0.2ずつ段階的に引き下げ、2029年度から<math>\alpha=0</math>として納付金の算定を行う。(納付金ベースの統一の実施)</li> <li>○ 完全統一に向けた検討を行う。</li> </ul>
<b>法定外繰入等の解消</b> 【第1章】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 赤字市町村ごとの取組状況等の公表(見える化)を行う。</li> <li>○ 県全体としての赤字解消目標予定年度を設定 次期運営方針の最終年度(2029年度)までの解消が望ましいが、赤字市町村が抱える様々な事情を踏まえ、愛知県赤字削減・解消計画書(赤字市町村が策定する赤字削減・解消計画を取りまとめ総括したもの)における最終の解消予定年度とする。</li> </ul>
<b>医療費適正化の更なる推進</b> 【第5章】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ KDBの有効活用による保健事業の推進</li> <li>○ 特定健診・特定保健指導実施率向上策の推進</li> <li>○ 糖尿病性腎症重症化予防推進事業の実施</li> <li>○ 重複投薬等の適正化の推進</li> </ul>
<b>広域的及び効率的な運営の推進</b> 【第6章】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資格確認書の交付等の事務に係る標準的・広域的及び効率的な業務運営に資する取組の推進</li> <li>○ 特別療養費に係る実務の参考とすべき基準等の策定</li> <li>○ 保険者努力支援制度の評価向上策の推進</li> <li>○ RPA活用等による事務事業効率化の推進</li> </ul>

## 3 改定スケジュール(予定含む)

年	月	手続等	検討内容等
2023	7～10月	国保運営方針連携会議(3回)/全市町村アンケート	素案等の検討
	11月	<b>国保運営協議会(1回目)</b> (11月6日)	素案の審議
	12月	全市町村法定意見聴取	素案に対する意見徴取
2024	1月	パブリックコメント	意見徴取
	2月	<b>国保運営協議会(2回目)</b>	最終案諮問答申
	3月	成案公表	